



宮 崎 県 公 報

平成29年10月1日（日曜日）号外 第 48 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 41,700 円

目 次

頁

選挙管理委員会告示

○串間市長選挙及び串間市議会議員補欠選挙の選挙期日等…………… 1

○同時選挙における投票の順序…………… 1

○同時選挙における開票の順序…………… 1

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第60号

公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第 119条第 2 項の規定により、串間市長選挙及び串間市議会議員補欠選挙は宮崎県議会串間市選出議員補欠選挙と同時に行う。

串間市議会議員補欠選挙において選挙すべき議員の数は、次のとおりである。

平成29年10月 1 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

- 1 選挙の期日 平成29年10月 8 日
- 2 串間市議会議員補欠選挙において選挙すべき議員の数 3 人

宮崎県選挙管理委員会告示第61号

平成29年10月 8 日執行の宮崎県議会串間市選出議員補欠選挙及びこれと同時に行う串間市長選挙、串間市議会議員補欠選挙において、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第 122条の規定により、次のとおり定める。

平成29年10月 1 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

- 1 宮崎県議会串間市選出議員補欠選挙の投票
- 2 串間市長選挙の投票
- 3 串間市議会議員補欠選挙の投票

宮崎県選挙管理委員会告示第62号

平成29年10月 8 日執行の宮崎県議会串間市選出議員補欠選挙及びこれと同時に行う串間市長選挙、串間市議会議員補欠選挙における開票の順序を公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第 122条の規定により、次のとおり定める。

平成29年10月 1 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

- 1 開票は同時に行う。